

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月25日
【会社名】	株式会社淀川製鋼所
【英訳名】	Yodogawa Steel Works,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河本 隆明
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区南本町四丁目 1 番 1 号
【電話番号】	0 6 (6 2 4 5) 1 1 1 3
【事務連絡者氏名】	経理部長 大隅 康令
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富一丁目 3 番 7 号 (東京支社)
【電話番号】	0 3 (3 5 5 1) 1 1 7 1
【事務連絡者氏名】	東京支社総務部総務課課長代理 松本 平夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社淀川製鋼所東京支社 (東京都中央区新富一丁目 3 番 7 号)

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第116期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、当社普通株式につき、平成27年10月1日を効力発生日として、5株を1株に併合し、発行可能株式総数を143,000,000株とする。

第2号議案 定款の一部変更の件

第1号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、当社普通株式につき、単元株式数を1,000株から100株に変更するため定款の一部を変更する。また、本変更は、第1号議案における株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもって効力を生ずる旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、國保善次、河本隆明、大森豊実、林眞生、佐伯壽一、岡村裕の6名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、岩田知孝を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	130,815	142	3	(注)1	可決 (99.38%)
第2号議案	130,719	238	3	(注)1	可決 (99.30%)
第3号議案				(注)2	
國保 善次	105,525	25,432	3		可決 (80.17%)
河本 隆明	107,194	23,763	3		可決 (81.43%)
大森 豊実	118,536	12,421	3		可決 (90.05%)
林 眞生	118,536	12,421	3		可決 (90.05%)
佐伯 壽一	129,466	1,491	3		可決 (98.35%)
岡村 裕	119,657	11,300	3		可決 (90.90%)
第4号議案				(注)2	
岩田 知孝	130,914	43	3		可決 (99.45%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上